

はあとらいん新評価システム

評価期間 2023/10/1 から 2024/3/31 まで

<評価の改正理由>

- ・「利用者の給与は利用者自身の生産活動から支払う」というルールが守れていない
 - ・就労支援施設はあくまで一般就労させるための施設だが数人しか一般就労させていない
- ※新しい利用者評価は・生産活動・一般就労に関わる項目を中心としている

■スコアプラス要件（上限 25 ポイント）

就労継続支援 A 型事業所には利用者の生産活動から給与を出すというルールがあるため、効率性重視

○生産活動の効率性

※加点ポイント：自分の給与分を稼ぐことが出来ている（実績がある）→20 ポイント

<具体例>

- ・撮影～出品まで出来ている 毎日 1 日 25 件目安
- ・撮影のみの人 毎日 1 日 40 件目安
- ・出品のみの人 毎日 1 日 80 件目安
- ・その他（時給分の働きが出来ていると職員が判断した実績）
- ・ジモティで一人 1 日 4000 円（月 8 万円）以上の売り上げに貢献できている

○生産活動に関わる他の業務 1 から 15 ポイント

※効率性が一番大事ではあるが、他にも様々な仕事があるため、加点要素を追加する

- ・お客様対応
- ・電話対応を積極的に行える
- ・正確性（効率性に加えて、正確さがあると加点）
- ・掃除能力（速くて綺麗で、薬剤など備品を無駄遣いしないなどの能力）
- ・リサーチや商品状態チェック能力（素早く正確に売るために必要な情報のみを調べる）
- ・PC スキル（PC を使った業務で生産活動に貢献する）
- ・力仕事を積極的に行える
- ・笑顔、丁寧な言葉遣い、丁寧なふる舞いが常にできる

●評価スコア 0 になる要件（上記で加点されても、以下の努力が見られないと一般就労につながらないため、評価が反映できなくなる）

※常に改善する姿勢があるかを評価します。職員が声をかけないと自分ルールになってしまうのはアウト

※以下は、就労するときに必要な力、大切な事です

- ① 出勤率 90 パーセント以下（有給休暇は出勤に含まれる）
- ② 当日キャンセル、半年 7 回以内
- ③ 不潔感がある（身だしなみ、におい、無精髭等）
※就労支援施設であるため、一般就労に必要な清潔感は常に保ちましょう
- ④ 月に 1 度も就職活動をしない
※就労支援施設であるため、毎月 1 回は活動をして報告書を提出しましょう
- ⑤ 職場で感情のコントロールができない。（例：大声を出す、ものにあたる、癩癩を起す等）
- ⑥ 職員や周囲に依存的な行動が見受けられる
（例：仕事を覚えようとせず、何度も職員や周囲に質問したり、同じ指摘を受けたり
朝礼の指示を聞いていない等）
- ⑦ 他者が解読できない文字を書く
- ⑧ 無断欠勤、無断遅刻
（交通機関を利用している場合は、シフト時間 15 分遅延は許容。それ以外の方はシフト通りに出勤）
- ⑨ 挨拶、御礼、お詫び、丁寧な言葉遣いができない